



# 参考資料

- 1 取り組み経過
- 2 みどり保全審議会委員
- 3 藤沢市緑の基本計画改定庁内調整会議要綱
- 4 藤沢市緑の基本計画改定庁内調整会議
- 5 藤沢市緑の基本計画改定庁内調整会議幹事会
- 6 用語の解説



# 参考資料

## 1 取り組み経過

	みどり保全審議会		市議会	市民	庁内
	本会	作業部会			
2008年 (平成20年)	7月25日 第32回【諮問】	11月28日 第1回【素案検討】			
2009年 (平成21年)		2月5日 第2回【素案検討】			
		3月26日 第3回【素案検討】			
		10月7日 第4回【素案検討】			
	10月29日 第33回【答申】				11月12日 経営戦略会議 【答申報告】
2010年 (平成22年)					2月3日 第1回調整会議(*1) 第1回幹事会(*2)
					3月3日 第2回幹事会
					3月26日 第3回幹事会
	6月28日 第34回【経過報告】				
	10月6日 第35回【内容審議】				
					12月24日 第4回幹事会
2011年 (平成23年)					1月17日 第2回調整会議
			2月21日 建設常任委員会 【中間報告】		2月3日 経営戦略会議 【中間報告】
				3月1日～31日 パブリックコメント	
				3月13日 第1回市民意見交換会 藤沢市役所新館	
				3月20日 第2回市民意見交換会 湘南台市民センター	
	4月22日 第36回【報告】				5月12日 第5回幹事会
					5月13日 第3回調整会議
			6月10日 建設経済常任委員会 【最終報告】		5月26日 経営戦略会議 【報告】

\* 1「調整会議」・・・藤沢市緑の基本計画改定庁内調整会議

\* 2「幹事会」・・・藤沢市緑の基本計画改定庁内調整会議幹事会

## 2 みどり保全審議会委員

(敬称略:50音順)

分類	氏名	作業 部会	備考
市民代表	稲生 敬子	○	公募
	岩崎 久八郎	○	公募【副会長】
	太田 真衣子	○	公募
	廣田 守	○	公募
学識 経験者	阿部 伸太	○	東京農業大学 准教授 (緑の基本計画見直し作業部会)
	大橋 敬生		神奈川県湘南地域県政総合センター 環境部長 (2010年3月まで)
	大津 保男		神奈川県湘南地域県政総合センター 環境部長 (2010年4月から2011年3月まで)
	加藤 洋		神奈川県湘南地域県政総合センター 環境部長 (2011年6月から)
	木平 勇吉		東京農工大学 名誉教授 【会長】
	島田 正文	○	日本大学 教授 【緑の基本計画見直し作業部会部会長】
	藤間 熙子	○	横浜国立大学大学院 研究補佐

### 3 藤沢市緑の基本計画改定庁内調整会議要綱

(目的及び設置)

第1条 藤沢市緑の基本計画の改定素案に関する審議及び調整をするため、藤沢市緑の基本計画改定庁内調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 調整会議は、会長、委員及び臨時委員で組織する。

2 会長には、まちづくり推進部長をもって充てる。

3 委員には、行政総務課長、経営企画課長、財政課長、市民自治推進課長、保健医療福祉課長、子育て支援課長、資源廃棄物対策課長、産業振興課長、建設総務課長、土木経営課長、病院総務課長、消防総務課長、教育総務課長、生涯学習課長及びまちづくりみどり推進課長をもって充てる。

4 臨時委員には、審議事項に関係がある課等の長をもって充てる。

(会長)

第3条 会長は、会務を総理し、調整会議を代表する。

2 会長に事故があるときは、まちづくりみどり推進課長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 調整会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、会長が議長となり、会議の議事を主宰する。

(幹事)

第5条 調整会議に、幹事を置く。

2 幹事は、次の各号に掲げる課等に所属する職員のうちから、当該各号に掲げる課等の長の推薦により、会長が指名する。

- (1) 災害対策課
- (2) 経営企画課
- (3) 環境都市政策課
- (4) 市民自治推進課
- (5) 資源廃棄物対策課
- (6) 農業水産課
- (7) 建設総務課
- (8) 都市計画課
- (9) 景観課
- (10) 西北部長後地区整備事務所
- (11) まちづくりみどり推進課
- (12) 土木経営課

(3) 教育総務課

(4) 生涯学習課

3 幹事は、調整会議の所掌事務について、委員を補佐する。

(調整会議の廃止)

第6条 調整会議は、その任務が終了した場合には、廃止されるものとする。

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、まちづくり推進部まちづくりみどり推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の議事の手続その他調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が調整会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年1月18日から施行する。

(藤沢市緑の基本計画庁内調整会議の廃止)

2 藤沢市緑の基本計画庁内調整会議（平成11年6月10日施行）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

#### 4 藤沢市緑の基本計画改定庁内調整会議

庁内調整会議					
会長	まちづくり推進部長		委員	経済部	産業振興課長
委員	総務部	行政総務課長	委員	計画建築部	建設総務課長
委員	経営企画部	経営企画課長	委員	まちづくり推進部	まちづくりみどり推進課長
委員	財務部	財政課長	委員	土木部	土木経営課長
委員	市民自治部	市民自治推進課長	委員	市民病院	病院総務課長
委員	保健福祉部	保健医療福祉課長	委員	消防本部	消防総務課長
委員	こども青少年部	子育て支援課長	委員	教育総務部	教育総務課長
委員	環境部	資源廃棄物対策課長	委員	生涯学習部	生涯学習課長

#### 5 藤沢市緑の基本計画改定庁内調整会議幹事会

庁内調整会議幹事会					
幹事	総務部	災害対策課	幹事	計画建築部	都市計画課
幹事	経営企画部	経営企画課	幹事		景観課
幹事		環境都市政策課	幹事	まちづくり推進部	まちづくりみどり推進課
幹事	市民自治部	市民自治推進課	幹事		西北部長後地区整備事務所
幹事	環境部	資源廃棄物対策課	幹事	土木部	土木経営課
幹事	経済部	農業水産課	幹事	教育総務部	教育総務課
幹事	計画建築部	建設総務課	幹事	生涯学習部	生涯学習課

## 6 用語の解説

### ア

#### 憩いの森

「藤沢市憩いの森開設規程」に基づき、市内に残されている概ね3,000㎡以上の樹林地を、土地所有者の協力を得て、賃貸借契約などにより、市民が身近に自然に親しめるように設置するものです。

#### オープンスペース

公園・広場・農地・河川など、建物などに覆われていない土地の総称であり、防災面で重要視されるだけでなく、心理的な潤いを与える上でも重要なものです。

#### 温室効果ガス

地球温暖化の主な原因とされる温室効果をもたらす気体の総称であり、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素などがあげられます。

### カ

#### 風の道

ヒートアイランド現象を緩和するために、海や川からの冷涼な風を都市内に吹き込む風の通り道をつくり、都市中心部の大気を冷やすという考え方です。

#### 環境基本計画

「藤沢市環境基本計画」は、良好な環境を確保し将来の世代へ引き継ぐこと、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現などをめざし、環境に配慮したまちづくりを市民、事業者、行政等が協力して取り組んでいくことを目的とした計画です。

#### グリーンバンク制度

家の新築や引っ越し等で庭木が不要になる方が、長久保公園管理事務所内の掲示板に樹種や本数等の詳細を掲示し、庭木を欲しい方に譲る制度です。

#### 景観計画

「藤沢市景観計画」は、これまでの景観関連計画・制度の良さを活かしながら、さらに法的実効性をもたせ、より効果的な景観形成を推進していくとともに、藤沢らしい景観形成の方針を明らかにし、市民・事業者・行政が協働で景観形成を進めていく指針として定めたものです。

## 公園愛護会

「藤沢市公園愛護活動実施要綱」に基づき、公園を快適かつ安全に利用できるようにするため、公園の美化及び公園施設の点検などを行う団体です。

## 公園施設長寿命化計画

「公園施設長寿命化計画」とは、公園利用者の安全性の確保やライフサイクルコスト削減の観点などから、計画的な公園施設の改修や長寿命化対策に係る取り組みなどの推進を目的に策定するものです。

## 公園美化推進団体

「藤沢市総合公園美化保全活動推進実施要綱」に基づき、公園（対象は新林公園、大庭城址公園）を快適かつ安全に利用できるようにするため、公園の美化保全活動などを行う団体です。

## サ

### 里地里山

原生的自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林や、混在する農地などで構成される地域概念であり、様々な人達の働きかけを通じて環境が形成・維持されています。

### 里地里山保全等地域

「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」に基づき、地域住民等の主体的な活動によりその保全・再生・活用がはかれると認められる地域で、市町村からの申出などにより県が選定するものです。

### 自然環境実態調査

本市の自然環境の現状を把握し将来の自然環境保全などに役立てるため、平成10年度から平成13年度にかけて実施した、市内に見られる植物の生育状況や、鳥類、魚類、水生動物、昆虫など動物の生息状況に関する調査のことです。

### 自然環境保全地域

「自然環境保全条例（県条例）」に基づき、自然的、社会的諸条件からみて、その区域における自然環境を保全することが特に必要なものについて、県知事が指定を行います。区域内では建築行為などについて届出が必要です。

## 借地公園制度

土地所有者との貸借契約により、行政が用地を取得することなく、効率的に都市公園の整備を行うことが可能な制度であり、貸借契約が終了する場合には都市公園が廃止されます。

## 新総合計画

「藤沢市新総合計画」は本市のよりよい未来の姿を実現していくために策定した「藤沢市の最も基本となるまちづくりの考え方を表した計画」です。

## 生産緑地地区

市街化区域内において、緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地などを計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的に市町村長により指定されるもので、地区内では建築行為などが規制され、指定後30年経過後などの場合に農地所有者が市町村長に買取りを申し出ることができます。

## 生物多様性

自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性と、その遺伝子の多様性、地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念です。

## 接道緑化

宅地や商業地などの道路に接する場所を、生垣などで緑化することであり、緑視効果の高い緑化手法のひとつです。

タ
---

## 多自然型護岸

河川工事において、生物の生息環境を確保するなどの目的で、自然石などを中心とする材料を利用した自然や生態系に配慮した護岸です。

## 建物緑化

建築物の屋上や壁面を緑化する手法であり、本市では緑豊かな都市景観の創出と、良好な生活環境の保全やヒートアイランド現象の緩和を目的として、一定の条件を満たす建物緑化に対して、平成19年度より助成を行っています。

### 地域経営会議

地域主体のまちづくりを推進する新しい仕組みとして、市内13地区で平成21年度に始まったものであり、各地区それぞれの魅力や特色を生かしたまちづくりを展開するため、市民センター・公民館と連携して、地域のあり方や将来の方向性を検討していくものです。

### 地域森林計画対象民有林

「森林法」の適用を受ける森林のうち、森林計画に係わる民有林です。立木の伐採をする場合には、あらかじめ届出を行う必要があります、1haを超えて森林を開発する場合には県知事の許可が必要となります。

### 特定外来生物

もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼすものを「特定外来生物」として指定し、指定を受けた生物は飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などが原則として禁止されます。

### 特別景観形成地区（景観地区）

景観計画に位置づけられた、良好な都市景観の形成を推進する上で、特に重点的に取り組む必要がある地区のことです。

### 特別緑地保全地区

都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息・生育地となる緑地などの保全をはかることを目的に指定する地区です。地区内では建築行為や木竹の伐採などの行為は現状凍結的に制限されるため、その代償措置として税の軽減や土地の買取り制度が設けられています。

### 都市計画基礎調査

都市計画法第6条に規定された「都市計画に関する基礎調査」であり、概ね5年ごとに国土交通省令で定める事項について、都市計画区域の現況及び将来の見通しを調査するものです。

## 都市マスタープラン

「藤沢市都市マスタープラン」は、「都市計画法」に基づき策定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、本市の都市づくりの方針を示すものです。本計画は、都市計画行政の基本とされ、法定都市計画の見直しや改定に際しての指針となるものです。

### ナ

#### 農業振興地域

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業の近代化のための必要な条件を備えた農業地域を保全し形成すること、並びに農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画することを目的として、「農業振興地域整備基本方針」に基づき県知事が指定する地域です。

#### 農用地区域

「農業振興地域」のうち農業振興施策の展開の中心となる、耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧を目的として利用すべき土地として市町村が定める「農業振興地域整備計画」において設定された土地の区域です。

### ハ

#### ビオトープ

特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質な、ある限られた地域のことであり、「身近な生物の生息空間」から「生態系の再生」まで広範囲にとらえることができ、様々な見地があります。

#### ビオトープネットワーク基本計画

「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」は市域に残るビオトープ環境に再生・創出と連携を加え、藤沢らしい生物とのふれあいが市全体で展開されることを計画の理念として2007年（平成19年）に策定しました。

#### 美化ネットふじさわ

「自分の住むまちを美しくしたい！気持ちのいいまちにしたい！」、そんな市民の思いから環境美化活動（清掃、除草、植栽等）を行う団体に対する支援制度です。3人以上（うち2／3が市民）のグループで、継続的な活動であれば登録ができます。

## ヒートアイランド現象

都市部において、アスファルト舗装、ビルの輻射熱、冷房の排気熱、車の排気熱などの影響により、気温がまわりの地域に比べて高くなる現象のことであり、等温線を描くと都市部が島の形に似ることから「ヒートアイランド現象」と呼ばれています。

## 風致地区

都市の風致を維持することを目的に、歴史的・郷土的意義のある地区や自然環境に富んだ地区などを指定し、建築物などの規制・誘導をはかります。

また、本市の風致地区内で新築などを行う場合には、敷地面積に応じて10又は20%以上の緑地を設ける必要があるとともに、高さが5m以上の木竹を伐採する場合は藤沢市長の許可が必要となります。

## 保安林

水源のかん養、土砂の流出、その他災害の防備、レクリエーションの場の提供など森林の持つ特定の機能を高度に発揮させるために「森林法」に基づき、指定された森林であり、保安林では、立木の伐採や土地の形質の変更（開発行為）などの際に制限を受けますが、税制上の優遇措置なども受けられます。

## 防犯ガイドライン

「藤沢市防犯ガイドライン」は、犯罪の起こりにくい公共施設などの環境整備を促進し、市民などの安全を確保することを目的とした市の指針として策定されたものです。

## 保存生垣

「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、生垣の長さが10m以上で、樹木が健全で景観上特に優れているもののうち、市長が指定した生垣のことです。

## 保存樹木

「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、幹周が1m以上又は高さが10m以上等の樹木であり、健全で景観上特に優れているもののうち、市長が指定した樹木のことです。

## 保存樹林

「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、樹木が健全で、景観上特に優れている300㎡以上の樹林地のうち、市長が指定した樹林地のことです。

## マ

### みどり基金

「藤沢市みどり基金」は市内に残された貴重な緑地を市民共有の財産として保全するとともに、緑化の推進をはかることを目的に設置しています。

### 緑と花いっぱい推進の集い

緑の重要性を改めて認識し、藤沢の緑を守り・育て、市民による「緑と花いっぱい運動」をさらに推進していくため、昭和57年から市民のボランティア緑化団体である「藤沢しみどりいっぱい市民の会」、市内事業所の緑化推進をはかる「藤沢市工場等環境緑化推進協議会」及び「藤沢市」が共催し、毎年“藤沢市緑と花いっぱい推進の集い”を開催しています。

### 緑のカーテン

ゴーヤやアサガオなどのつる性植物（一年草）で建物の窓を覆うものであり、夏の日差しを遮るとともに、葉から出る水蒸気により、周りの温度が下がり、室内が涼しくなります。

### 緑の広場

「藤沢市緑の広場の確保に関する要綱」により、概ね500㎡以上の土地でレクリエーション広場、自然環境保全地などのいずれかに適合すると認められたものを「緑の広場」として設置しています。10年以上を契約期間として、土地所有者と賃貸借や使用賃貸借契約を結んでいます。

### 緑の保全地域

「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、「緑の基本計画」において保全すべき区域と規定されている緑地及び災害の観点から保全することが必要な緑地などを市長が指定するものであり、本地域内で建築物の新築などを行う場合は、事前に市長に届出が必要となります。

## ヤ

**屋敷林**

北風や日差しなどから家屋や居住環境を守るため、屋敷の周囲に植えられている林のことであり、古くから枝や落ち葉は燃料として利用されている。

## ラ

**立体都市公園制度**

平成16年の「都市公園法」改正に伴い、新たに創出された制度であり、都市公園の区域を立体的に定めることにより、区域外には都市公園法の規制などが及ばないため、都市公園の整備の効率的な推進や貴重な土地の有効活用を可能とするものです。

**緑地保全地域**

無秩序な市街地化の防止、地域住民の健全な生活環境の確保等の観点から適正に保全する必要がある緑地について、一定の土地利用との調和をはかりつつ、適正な保全をはかることを目的に都道府県が定めるもので、地域内では建築物の建築等の行為を行う際には事前に都道府県への届出が必要となります。

**緑化地域**

良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地等において緑化を推進する必要がある区域について、緑化を積極的に推進することを目的に市町村長が定め、敷地面積が一定規模以上の建築物の新築等を対象に、一定割合の緑化を義務づけるものです。



## 藤沢市緑の基本計画

藤沢市まちづくり推進部まちづくりみどり推進課

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1-1

TEL：0466-25-1111(内線4317) FAX：0466-50-8421

E-mail：[matidukuri-m@city.fujisawa.kanagawa.jp](mailto:matidukuri-m@city.fujisawa.kanagawa.jp)

藤沢市ホームページ：<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/>

2011年(平成23年)7月策定